

道路特定財源に関する意見書

道路は地方の生活を支える最も重要な社会基盤として、地域の交通の円滑化に資するほか、都市部と地方部の交流・交易基盤として、その必要性はますます大きくなっております。

特に当市においては、国内有数の豪雪地帯であるうえに、昨年10月には未曾有の中越大震災に見舞われ、早急な災害復旧と、災害に強い道路網の整備が求められております。市民の日常生活に欠かせない生活道路の整備、雪や災害に強い道路の整備、安全性向上のための交通安全対策の充実、高齢者や障害者等に配慮した歩行者空間の整備、長岡東西道路の整備推進、大手大橋4車線化の整備促進等が強く望まれており、今後とも道路整備を強力に推進していく必要があります。

これら道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は、受益者負担の原則の下に成り立っている制度であり、依然として非常に大きい道路整備の必要性に鑑み、その用途については、あくまでも道路に関する事業に充てることが適当と考えております。

よって、政府におかれては、地方における道路網整備の実態とその必要性を認識され、その財源を確保する道路特定財源制度を堅持し、地方の道路整備が遅れることのないよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月28日

長岡市議会議長 大地正幸

(あて先)

内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣